

第三百三十六回
参議院内閣委員会會議録第三号

平成八年三月二十六日(火曜日)
午後二時三十分開会

委員の異動

三月十五日

辞任

中島 眞人君
薬科 満治君

補欠選任

岡野 裕君
角田 義一君

三月十八日

辞任

岩永 浩美君

補欠選任

狩野 安君

出席者は左のとおり。

委員長

宮崎 秀樹君

理事

板垣 正君

委員

海老原義彦君

岡野 裕君

狩野 安君

鈴木 栄治君

村上 正邦君

依田 智治君

鈴木 正孝君

永野 茂門君

萱野 茂君

角田 義一君

国務大臣
(内閣官房長官)

梶山 静六君

国務大臣
(総務庁長官) 中西 績介君

政府委員

宮内庁次長 森 幸男君

皇室経済主管 角田 素文君

総務庁恩給局長 石倉 寛治君

防衛施設庁施設部長 小澤 毅君

事務局側

常任委員会専門員 菅野 清君

説明員

宮内庁書陵部長 古居 清治君

本日の會議に付した案件

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(宮崎秀樹君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十五日、薬科満治君及び中島眞人君が委員を辞任され、その補欠として角田義一君及び岡野裕君がそれぞれ選任されました。

また、去る十八日、岩永浩美君が委員を辞任され、その補欠として狩野安君が選任されました。

○委員長(宮崎秀樹君) 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。梶山内閣官房長官。

○国務大臣(梶山静六君) ただいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案に

ついて、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

改正点は、内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額を改定することであり、

内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額は、皇室経済法施行法第七条及び第八条の規定により、現在それぞれ二億九千万円及び二千七百万円となっております。これらの定額は平成二年四月に改定されたものでありますが、その後の物価の趨勢及び国家公務員給与の引き上げに

み、内廷費の定額を三億二千四百万円、皇族費算出の基礎となる定額を三千五十万円にいたしたいと存じます。

以上が皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(宮崎秀樹君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○齋藤勤君 社会民主党の齋藤勤でございます。皇室経済法施行法の一部改正について幾つかお尋ねさせていただきます。

まず、皇室の皆様方でございますけれども、多くの国賓の接待あるいは行幸啓、外国御訪問など幅広い分野にわたります。公的な活動をなさっております。さきの阪神・淡路大震災の折にも、早く被災地をお見舞いになられ、被災者の皆さん方に優しい接し方、ともに温かい言葉をかけられまして、多くの方々を勇気づけられたことは記憶に新しいところだと思います。

まず、このような皇室の皆様方の活動でございますが、非常に幅広いものとなっていると思っておりますけれども、現在の活動の状況はどのようなもの

になっているのか、第一点目に伺いたいと思っております。

○政府委員(森幸男君) 最近の皇室の御活動についての御質問でございますけれども、まず天皇皇后陛下には、憲法で定められております国事行為のほか、国内における各種の式典や行事への御出まし、各種諸施設の御視察、内外の方々との御会合等々の御活動をなされていらっしゃいます。特に最近におきましては、我が国の国際的地位の向上とともに、皇室の御活動につきましても、外国御訪問等外国との御交際、あるいは国公賓を初めとする宮中晩さんや宮中午さん、そのほか宮中における内外のさまざまな方々との御会合、御会食等、外国との御交際関係の活動の比重が高くなっております。

また、皇太子殿下を初め皇族の方々につきましては、それぞれの御活動状況には相違がございますけれども、それぞれの御立場から天皇陛下下のこうした御活動をお助けしているところでございます。全体として申し上げますと、やはり外国御訪問や地方での公的な行事などへの御出ましなど、その御活動の範囲が拡大し、あるいは多様化してきているというところが現状かと思っております。

○齋藤勤君 ただいま答弁をいただきましたが、皇室の皆様方が国民の皆様のために本当に幅広く公的な活動をされているというふうに伺いました。そうした中で、何よりも皇室の皆様方が安心して御公務に専念していただくということが大切だというふうに思います。皇室の日常の活動、そして生活に必要な経費を随う内廷費及び皇族費につきましても、適切に改定を行う必要があることは言うまでもないと思っております。

そこで、先ほど官房長官からも改正する法律案の提出理由について伺いましたけれども、改めて今回の内廷費及び皇族費の定額改定の理由について

て宮内庁に確認をしておきたいと思ひます。

○政府委員(角田素文君) 内廷費及び皇族費の定額改定につきましては、昭和四十三年十二月に開かれた皇室経済に関する懇談会において、物価の上昇及び公務員給与の改善に基づいて算出される増加見込み額が定額の割を超える場合に実施するという基本方針が了承されまして、自來この方式により改定が行われてきているところでございます。

今回、内廷費及び皇族費の定額は平成二年度に改定が行われて以降六年間を経過しておりますが、その間、東京都部の消費者物価の上昇率は九・六％、国家公務員の給与改善率は一五・〇八％となっておりまして、これに基づいて算出した定額増加率は内廷費で一・七％、皇族費で一・五％となつておるところでございます。

内廷費、皇族費とも定額増加率は既に平成六年度及び平成七年度と一割を超えておりますが、内廷及び宮家で雇用しております内廷職員及び宮家職員につきましては国家公務員に準じて給与改善を行い、また皇室の御日常の御生活や御活動が物価の上昇により支障のないようにするためには、平成八年度に内廷費及び皇族費の定額改定を行うことが必要であると考えておるところでございます。

さらに、今回の内廷費及び皇族費の定額改定につきましては、昨年十二月十八日に開催されました皇室経済会議、これは立法と司法の代表者から成るハイレベルな会議でございますが、そこにおいて改定が必要であると認められたところでございます。

なお、皇室経済に関する懇談会について若干申し上げますと、皇室経済法に定められていない皇室の経済に関する重要な問題につきましては、宮内庁が独自に決定するというよりも、皇室経済会議のメンバーに当時の宮内庁を所管しておられまして総理府総務長官を加えた懇談会を設けまして、その懇談会で皇室の経済に関する重要な問題について議論することが適当であるとされまし

て、昭和四十三年十二月に皇室経済に関する懇談会が初めて開催されまして、皇族邸の供用基準、内廷費及び皇族費の定額改定基準等について協議がなされまして、主要な方針が決定されたところでございます。

○齋藤勲君 ただいま皇室経済会議のそういった内容等について語られたということでお伺いいたしました。

引き続きでございますけれども、定額改定の積算根拠はそれぞれの会議の中で議論をされたというところを踏まえてのことだと思ひますけれども、この積算根拠につきましても改めて宮内庁にお伺いさせていただきますと思ひます。

○政府委員(角田素文君) 初めに、昭和二十二年制定当時の内廷費及び皇族費がどのように定められたかについて御説明申し上げたいと思ひます。

昭和二十二年制定当時の内廷費の定額でございますが、八百萬円でございました。この定額の大筋の考え方は、当時の内廷の経費として実際にお使いになっていた費用を基礎といたしまして、当時の物価上昇を加味し、その結果八百萬円という金額が算出されたことと承知いたしております。

一方、昭和二十二年の皇族費の定額でございますが、当初十五萬円でございましたが、精査の結果二十萬円とされたわけでございます。これは親王と親王妃から構成される代表的な親王家を念頭に置きまして、当時の実際の所要経費その他を考慮合わせ、御一家が皇族として相当の品位を保ちながら御生活になれる経費を計算して算出されたものであることと承知をいたしております。

先ほど申しました昭和四十三年に皇室経済に関する懇談会の基本方針が出るまでの内廷費及び皇族費の定額改定は、物価の趨勢、職員給与の改善等、経済情勢の推移その他を勘案してその都度改定が行われてきたわけでございますが、一定の基準というものがなかったため国会等から基準を設けるべきとの御指摘がございまして、これを受けて昭和四十三年十二月に皇室経済に関する懇談会が開催されまして、内廷費及び皇族費の定額改定

に関する基本方針が定められたところでございまして。

その改定基準に基づく内廷費及び皇族費の定額の積算根拠、お尋ねの点でございますが、まず物件費の部分と人件費の部分に区分いたしました。そういったしまして、物件費にありましては現行の物件費の額に前回の改定時以降の東京都部の消費者物価の上昇率九・六％でございますが、これを乗じ、また人件費にありましては現行の人件費の額に前回の改定時以降の国家公務員の給与改善率一五・〇八％を乗じまして、それぞれの増加見込み額を算出することとしたところでございまして。

○齋藤勲君 積算根拠、それから定額改定の理由についてお伺いいたしました。

今回の内廷費及び皇族費の定額改定でございますけれども、平成二年の改定以来実に六年ぶりの改定となつておられるわけでございます。四十三年の改定となつた一つのルールがあるわけでございまして、いづれにしろ改定を見送ってきたことは事実でございます。そういった意味では皇室の皆様方に不自由をかけたのではないかと御内推察するわけでございます。この点について宮内庁ではどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思ひます。

○政府委員(角田素文君) ただいま御説明申し上げましたように、平成六年度及び平成七年度に定額増加率が一割を超えたわけでございますが、経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして改定を見送ることとされたところでございます。

社会の変化とともに皇室の御活動範囲が広がっている一方、内廷職員や宮家職員の給与を国家公務員に準じて改善をしたり、物価の上昇に伴ひまして御生活費が増加する等によりまして内廷費及び皇族費の全体が窮屈になつてきておりまして、やりくりが難しくなつておられるのが実情であるというふうな拝察をいたしております。

冒頭お答えいただきましたように、皇室の活動は非常に広い範囲にわたつて行われているわけでありまして、せめて皇室の方々の日常の活動や生活に必要な費用には不自由をかけないというふうにしなくてはならないわけであります。

この改定が何年も見送られてきたのは昭和四十三年十二月二十六日付の皇室経済に関する懇談会了承、こういう説明もあり、私も資料等を見いたしました。内廷費及び皇族費については物価上昇及び公務員給与の改善に伴ひ算出される増加見込み額が定額の割を超える場合に実施することとされております。この基準が現在でも用いられているからではないかと思ひますが、この方式が設けられた当時ならばいざ知らず、それでも何回か、そう六年も待たずに改定できたのかもわからないですけれども、現在のようないくつかの物価率、経済状態ですと、一割に満たない額でも物価上昇となるならば非常に長い期間改定もされないというのが続くというところになるわけで、そういった意味でいけば、非常に不自由をかける期間というのは長くなる可能性があると思ひます。

このように、増加率が一割を超えたら定額改定を行おうという今の改定基準でございますけれども、私は見直しをすべきではないかなというふうには実は考えているところでございます。この点について宮内庁として考えがあれば伺いたいと思ひます。

○政府委員(森幸男君) 現在の改定方式につきましては、先ほど私どもの皇室経済主管から御説明申し上げたところでございますが、昭和四十三年にその方式が設定をされて以来、既に三十年近くが経過しております。一応方式としても定着したものとなつておまして、今回もこの方式による改定をお願いしたところでございます。しかしながら反面で、この方式に關しましては、ただいまの先生のお話を初め先生方から御指摘がいろいろ出ていることも事実でございます。

ただ、本件は国民の象徴であられる天皇陛下を

初め皇族方の御手元金の改定をどうするかという大変慎重な研究を要する事項でございます。また、皇室経済に関する懇談会という大塚ハイレベルな場で決定していただいた事項でもございまして、その取り扱いにつきましては慎重を期すべきものと考えておりますが、以上のような状況も踏まえまして、今後どのような改定基準にするかということにつきましては宮内庁といたしまして中長期的視野から幅広く研究をまいりたい、かように考えているところでございます。

○齋藤勤君 ぜひ積極的に研究をされていただきたいと思ひます。

いすれにしても、先ほどのやりとりの中で、不自由をかけたのではないんかというところの中で、やりくりが難しくなっているという答弁の上で私は指摘をさせていただいているつもりでございます。

今回提案の改定につきましては、これはこれに至極当然のことだというふうに思ひ、必要なことだと思ひます。再度、今の改定基準は見直しすべきだということで、宮内庁において研究をされるよう強く要望させていただきたいと思ひます。

なお、内廷費でございますが、内廷における日常の費用等に充てるものであり、また皇族費は皇族としての品位保持の支出に充てるものでございます。そのために必要十分な額が支出されなきやならないし、今後改定の基準について研究していかれる際にもぜひその点について御留意をいただきたいと思ひます。

ただ、そうだからといって、これらのことを理由にとりわけ皇族方の私的な領域に立ち入るような議論が時々見受けられます。例えばその使途について細かく報告を求めたりということについては、私はプライバシーの点からも非常に問題があるのではないかと、そのようなこととすべき必要はないというふうに思ひます。この点について宮内庁のお考えを伺いたいと思ひます。

また、これから述べる点についてはもし御意見があれば伺いたいと思ひますが、よく聞かれた皇

室とか皇族とかいうようなことが言われると思ひます。国際的に比較をされますと、イギリスの王室を例にとりまして、イギリスの王室というのは余りにも開かれ過ぎではないか、こういう議論もあるところだと思ひます。私どもの方の尺度と申しましうか、国民の立場に立つてより皇室が身近であればいいことはいいと思ひますが、また余りにも開かれ過ぎるということについてはよくないと思ひます。いすれにしても、開かれた国民に身近な皇室としての努力が私は肝要だというふうに思ひます。

前段につきましては、プライバシーの点について細かく報告する必要はないという私自身の考え方、後段の方は開かれた皇室としての私自身の考え方でございますが、見解があれば伺いたいと思ひます。

○政府委員(森幸男君) 内廷費及び皇族費につきましては、皇室経済法の規定によりまして、支出されたものは御手元金となるものとし、宮内庁の経理に属する公金とはしないというふうに規定をされているところでございます。したがって、内廷及び宮家の皇族の方々の経済につきましては、いわゆる私経済に属することになるわけでございまして、そういう意味でもその使途を公表する性格のものではないというふうに考えておりますが、このたびの法案におきまして国会審議をお願いいたします場合には、御質問がござい

ますれば、各宮家にお願ひをいたしまして物件費及び人件費の支出状況を伺ひ、そういうものの比率を申し上げることといたしているところでございます。

いすれにいたしましても、内廷や宮家の経済の運営自体は内廷あるいは宮家が独自に行うものでございます。御指摘のように、内廷及び宮家の方々の私的領域に立ち入ったり、あるいはそういう費用の使途について細かく報告を求めるといふようなことにつきましては慎重に対応すべきものであろうというふうに考えております。それから、先生からあわせてお話をございまし

た開かれた皇室についてのお話でございますが、天皇陛下を始め皇室の皆様方は皇室の伝統を大切になさるとともに、一方で国民とともに歩む皇室ということを目指されて、時代に合った天皇のあり方、皇室のあり方を常に求めておられるところでございます。

今、先生のお話の中に出てまいりました開かれた皇室という言葉、これは時々耳にするのでございますが、内容が大変あいまいなところもございまして、用いる人によってその意味は多様なものがあるかと思ひます。国民と皇室とを不必要に隔てるような要因はできるだけ取り除いていくのが当然であるというふうに考えますが、同時に守るべき皇室の伝統や皇室のプライバシーを損なうようなことは避ける必要があると考えております。

○齋藤勤君 幾つかありがとうございました。

今回の皇室経済法施行法の一部改正につきまして、賛成する立場で基本的な事柄に絞られていろいろ質問させていただきました。今後、内廷費及び皇族費の改定に当たりましては、本日答弁いただきましたことに十分御留意いただくことを要望し、私の質問を終わらせていただきます。

○笠井亮君 まず、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案について質問したいと思ひます。

天皇に關してはもちろん国民の中にもいろいろな意見があり、私たちも私たちの見解を持っておりませんが、現行の憲法で象徴天皇制が認められている以上、皇室として妥当な予算を支出するということについては否定するものではありません。それにしまして、今回の法案に示された額というのはいささか高過ぎるのではないかと、いすれにいたしましても、今回の法案に示された額というふうに思ひます。

今回の改定は内廷費と皇族費を引き上げようとするものでありますけれども、例えば内廷費について見ますと、宮内庁がこれまで説明してきたと思うんですが、これをいわば天皇の給与のようなものだとするならば、三億二千四百万円にするという額、これには全く所得税がかからないわけ

です。仮に国民の給与と同じように所得税を課税すれば、国税庁の試算によりましては六億百万円にもなるというところであります。これは三権の長の年俸の約十五倍、国家公務員の平均年俸にしてみれば百数十人に相当すると思ひます。

しかも、この使途というのは、先ほど御説明ありましたけれども、御手元金ということで、つまり身の回りの私に必要な費用だけを賄っていくというところで、公的な生活に必要な経費は別個に宮廷費で賄われていると思ひます。そういう点についていささか高過ぎるじやないかというふうに思ひますが、官房長官、庶民感情からいってそのことについてどう思われるか、御認識を伺いたいと思ひます。

○政府委員(角田素文君) 先にちよつと事務的に、高過ぎるという御指摘に対してお答えさせていただきます。

内廷費には日常の御生活費が入るのはもちろんでございますが、例えば災害に際してのお見舞金、社会事業団体への事業御奨励のための賜金、芸術、文化、スポーツ等の御奨励のための賜金、宮中祭祀関係の経費、内廷職員の人件費も含まれておりまして、毎日の御生活とお身の回りのことだけという意味の通常の御生活費というものよりも範囲が広いものでございまして、一般の所得と同一に論ずべきものではない、こういうふうに考えております。

それから、昭和二十二年に制度ができましたときに、国会審議におきまして少な過ぎるのではないかと、こういう懸念が多く表明されたことと承知をいたしております。その後、社会の進展に伴いまして、生活水準の向上あるいは御活動範囲の拡大といった事情がありますけれども、この点につきましては、きのうの衆議院の内閣委員会でもそういう要素が加味されていないのではないかと、こういう御指摘があったところでございます。そういう御指摘があったわけではございますが、基本的にはその後物価の上昇と国家公務員給与の改善に基づいて補正が行われてきているところであります。

て、決して高額過ぎることはないというふうに考えております。

それからまた、昨年十二月のフィナンシャルタイムズの記事を紹介させていただきたいと思いましたが、日本の皇室は世界でもより儉約的な王室の一つである、日本の内廷費は実につつましやかである、日本の皇室費はスカンディナヴィア各王国の王室とは同額である、こうした経済的な質素儉約にもかかわらず日本国皇室は大いなる威厳と神秘性を醸し出している、こういう記事があったことを紹介させていただきます。

○笠井亮君 今御説明があったわけですが、公費については宮廷費で賄われているわけですから、そういう点でいえばどう見ても高いんじゃないかというふうに思うわけです。

しかも、次の問題としてあるんですが、その改定基準の根拠の問題ですけれども、国民の目から見て納得いくものかどうかという問題があるんじゃないかと思うんです。

一般に基準は当然あつてしかるべきだと思うわけですが、この問題では一九六八年の改定のときに設けられた基準ということで、先ほど来ありますように、国家公務員の給与と都区部の消費者物価指数を計算の基礎とされているということなんですが、しかしとも内廷費にしても、皇室費の場合と違って、対象になる皇族の数が増えたり減ったりしてもそれにかかわらず一定額を丸ごと支給するというか、いわばそういうものでありますから、これが物価や給与の変動の影響は比較的少ないということは明確だと思ふんです。そうしますと、今度の増額に当たっても、こういう基準だから増額するんだといつても、それで納得し得る根拠になるのかという点必ずしもならないんじゃないかと思ふんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(角田素文君) 御承知のとおり、内廷費は天皇及び内廷にある皇族の日常の費用、その他内廷諸費に充てられるものでございまして、天皇陛下を初め内廷にある皇族方が皇室制度の中心

として一体的に御活動になるという考え方のもとに一括して定額が定められているところでござい

ます。内廷費は、経済情勢等が大きく変わる場合は別といたしまして、できるだけ安定していることが望ましく、また宮中祭祀に関する経費、内廷職員の人件費等、構成員の変動にかかわらずない経費が大きな要素を占めるといったような事情から定額とされておりまして、従来から、構成員がふえたとときも、また逆に減ったときもその定額は変動させない、こういう取り扱いがなされておるところでござい

ます。御承知のとおり、内廷費は物件費に関する部分と人件費に関する部分に区分されるわけ

でございます。物件費は御服装に関する経費、御用度に関する経費、お食事、御食食に関する経費、御交際に関する経費といったもので構成されるわけですが、これらは消費者物価により直接影響を受けるものであり、天皇陛下、内廷の皇族方は東京都区部にお住まいになっておりますので、物件費の改定につきましては東京都区部の消費者物価の上昇率を算出の根拠といたしております。

また、人件費は内廷職員

の給与は国家公務員の給与改善があればそれに準じて改善を行っておりますので、人件費の改定につきましては国家公務員の給与改善率を算出の根拠といたしております。いずれも合理的な根拠があるというふうに考えております。○笠井亮君 今御説明があったわけですが、それにしてもどれどれの人数の皇族の方々にどれどれの費用がかかるという相関関係があれば、そういうこともまたその上に成り立つと思ふんですけれども、何人いようが金額はこれというぐあいには、なかなかそういう基準という根拠にはならないんじゃないかというふうに私は伺っているわけであり

ます。率

率は定額の一割を超える状態であつたけれども不況や震災などを考慮して見送ってこられたということであり

ます。しかし一方では、二百四十兆円

の赤字国債を抱えて財政危機宣言を政府自体がしているという現在、状況は改善されているわけではあり

ません、経済状況その他を見まして、今日の不況や経済の混乱に苦しむ国民生活の実態や感覚から見て、提案されている引き上げはいずれにしてもいささか高額であるし、今必要なのかという

ことが問題になってくると思うわけであり

ます。このままではなかなか国民の納得を得られないという

ことを申し上げて、時間の関係があり

ますので次の質問に移りたいと思

います。関連しまして、いわゆる天皇陵、陵墓古墳の研究調査の問題について質問をしたいと思います。

○宮内庁は、天皇や皇族の墓、関連施設として約九百カ所の陵墓などを管理して、うち前方後円墳で有名ないわゆる仁徳天皇陵と言われてきた大山古墳など二百四十カ所が学術的な価値の高い文化遺産でもあり、考古学の対象になっているというふう

にされております。これに対して多くの考古学者らが、二十数年来、学術調査のための公開や保存を求めており、本委員会を初めて国会でも繰り返し議論があつたと思

います。しかし、宮内庁は、一九七九年に限定的な公開はするということを言われましたけれども、陵墓は皇室の生きた墓であり政の象徴なので学術的な調査はなじまないという立場をとってこられて、陵墓本体である墳丘への立ち入りを認めてこなかったと思

うわけであり

ますけれども、現時点で宮内庁はこの問題についてどう考えていら

っしゃるか、見解を伺いたいと思

います。○政府委員(森幸男君) 宮内庁といたしましては、陵墓は歴代の天皇及び皇族を葬る場所ということ

でございまして、先祖の墓として現に祭祀が行われており、皇室と国民の追慕崇敬の対象となつて

おりますので、その維持管理に当たりましては静安と尊厳の保持に努めるとともに、一方では陵墓は貴重な文化遺産であるということから、学術研

といたしたものでございまして、宮内庁としては従来の公開に対する姿勢を特に変更したというふうには考えておりません。

○笠井亮君 今の御説明は伺ったわけですが、同時に、去年の説明の場合は学会側の要望も入れて、それまでは各学会二名ずつと限定されていた見学の枠を三名ずつにふやすなど宮内庁側もさまざまな考慮をされているんじゃないかなというふうに思うわけですが、そのことを一つ申し上げておきたいんです。

もう一つ、昨年の注目点ということなんですが、阪神・淡路大震災がございまして、それで見直されている地震考古学との関係です。

陵墓の測量図で認められる墳丘の崩壊の問題、これを科学的に調査して過去の地震の規模などがわかっていけば今後の地震予知とか防災対策に役立つということで、地震学者からも立入調査の要望が出ていることは御存じのとおりだと思います。

昨年の七月十七日に、宮内庁と関係の十四の学会との例年やられている陵墓懇談会、この場で宮内庁の書陵部長が、防災対策に責任を持つ国や地方自治体から要請が出て、それが必要不可欠で緊急性があるならば真剣に対応していきたいという旨の回答をされたということですが、必要不可欠で緊急性があるということは、地震を考えると、これはもう言うまでもないことになると思うわけですが、そうしますと、この際、国や関係自治体からの要請というののも一つもちろんあるわけですが、要請をまつまでもなく、やっぱり宮内庁側としても協力を積極的に考えていくべきじゃないかというふうに思うんですけれども、この点についての御見解を伺いたいと思います。

○説明員(古居傳治君) 先ほどお話しにもありましたように、あくまでも国や地方公共団体が防災に責任を持つという立場で正式に私の方に申し入れがされるということであって、しかもその調査が本当に必要な不可欠で緊急性があるということであれば私どもは真剣に対処したいというふうにお

答えをしたわけですが、その考え方には現在も変わりはないと思います。

○笠井亮君 人命にかかわることですので、阪神・淡路大震災の教訓も踏まえて、この点でもぜひ具体的にさらに検討をいただきたいというふうに思うわけですが、

陵墓古墳の問題は古代国家と民族のルーツなど歴史研究に重要な文化財であって、科学的に研究されるべき国民共有の財産だと思えます。これを破壊から守って科学的な調査の対象にしていかなきゃいけないと私は強く思うわけですが、

与謝野前文部大臣が昨年末の十二月三十一日、朝日新聞の「論壇」で「宮内庁は天皇陵を調査すべきだ」ということを主張されて、その最後の方だったと思うんですが、「知りえたデータで、国民の共通の知的財産とするという作業が必要だ」というふうに提言されたと思うんです。私は、それを宮内庁だけの手でやるんじゃないで、さらに広い専門家といえますが、学術調査のための研究者の立ち入り、公開によって一層促進するべきだと思ふんですけれども、その点について御意見、御見解をいただければと思うんです。

○説明員(古居傳治君) 私どもとしては、とりあえず宮内庁の手で調査をいたしたいというふうに考えております。これは実は従来からやっておりまして、その調査結果等につきましては、宮内庁書陵部で発行しております「書陵部紀要」という雑誌で公表しているわけですが、当分そういうことをやっていきたいというふうに考えております。

○笠井亮君 私も宮内庁の書陵部の中に専門の方がいらして研究もされているというのを存じ上げていますし、紀要の中で、その成果を学会に返す努力もされているということは存じ上げています。ですから、やはりこの問題は、申し上げたようにもともと文化財であるということ、それからやはり地震との関係でも多面的な研究者の目でも光を当てて説明をしていくということが緊急でも

あり必要だというふうに思いますので、その辺いろいろまたそちらの御事情やお考えもあると思うんですが、いずれにしても宮内庁御自身が対応を抜本的に再検討すべきときじゃないかなと。

去年いろんな変化も出たり、新しい目で注目もされていますので、そういう点でのさらなる御検討を要請していきたいと思うわけですが、ぜひその辺をよろしく願いたいと思います。

最後になりますけれども、私はこの際ですので沖繩の問題について官房長官に伺っておきたいと思ひます。

沖繩の米軍用地の強制使用裁判で福岡高裁那覇支部が国の提訴からわずか三カ月で被告の大田知事に代理署名を命じる判決を下しました。もう既にニュースでも大きく報じられておりますし、言うまでもないことでありますけれども、これは基地の重圧からの解放を求める沖繩県民の願いに反する極めて不当な判決だと私は思っています。大田知事と沖繩県民の道理ある正論を前にして、実質的な審理を回避してこういう判決を出したということが重大な問題だと思ふわけですが、

そこで、官房長官に伺いたいわけですが、大田知事は既に裁判所の命令を拒否する意向を表明されております。緊急使用の手続をとったとしても今月の三十一日、あともうわずか数日後というところで、あの楚辺通信所の一部用地の使用期限が切れるというのはいささか不明なことであります。使用権原が消滅するのはもう明らかになっているわけですが、そして、現に今月十三日に衆議院の外務委員会、橋本総理も質疑の中で、手続を三月三十一日までに終えることは大変困難な状況になったという形で答弁をされていると思うわけでありまして、官房長官、これは手続が間に合わないということですね。

○国務大臣(梶山静六君) 委員御指摘のように、確かに三月三十一日限り現行の賃貸契約は終了して、四月一日以降はその占有につき権原がない状態になることは御承知のとおりであります。大変

苦慮をいたしておりますが、過去二十年間にわたって土地所有者との間で賃貸契約に基づき適法に使用をしまいたこと、それから当該地区を引き続き米軍へ使用提供することは安保条約上の義務であるのみならず、我が国及び極東の平和と安全のために必要であるという国の判断が一つございまして、目下、駐留軍用地特別措置法に基づき土地使用の権原を得るための所定の手続として、引き続き適法に使用し続けるための努力は行っております。土地所有者に対しては賃貸料相当の金員の提供をし、土地所有者に損害を生じさせないような処置を今講じております。

というふうな事情を考えれば、私は、土地所有者との間で法的な紛争状態にあるとはいえず、当該土地が土地所有者に返還されていない状況につき、直ちにこれをもって違法な状態であるということには当たらないのではないのかというふうに考えております。

○笠井亮君 今御見解を伺ったわけですが、権原が消滅して法的根拠がなくなることは明白だと思ふんです。それでも今御説明があつて、安保の問題とか言われたわけですが、使用するということに言われるのであれば、法的な根拠は何なのかというふうな御説明がちょっとなかったと思うんですが、どういうふうな法的な根拠に基づいて使用を続けているのかとされているのか、その点についていかがでしょうか。

○政府委員(小澤毅君) ただいま官房長官の方から御答弁ございましたように、いずれにしても国と個人との賃貸借契約に基づき使用権原についてはなくなる状況であるということは御指摘のとおりでございます。一方、国として米軍に施設・区域を提供しなければならぬ義務というものがございまして、

それやこれやをいろいろ総合的に勘案いたしますと、ただいま官房長官からお述べになったような状態になるのではないかとこのように思っております。

○笠井亮君 今お話があったわけですから、権原が削減したら、これはもう速やかに所有者に返還する措置をとるのは当然だと思われたい。

今、管理権などということも言われたりしていますけれども、あくまでも所有者の意思を尊重して返すというためのものでありますし、しかも安条約の優位とかということでも言われているわけですから、国内法上の根拠がなくてどうしてそういうことができるのかということがあると思ふんです。そういうふうには言われるのならば、米軍用地特措法も要らないということになるわけでありまして、そんなことは法治国家として許されないうことになると思ふんです。

いずれにしても努力されるということなんですけれども、権原が削減することが明白なのに政府の見解を国民の前に明確に示せ得ないと思ふれば、これは重大な問題だと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(小澤毅君) ただいま官房長官からお述べ申し上げたような見解というのを念頭に置きまして、今後我々は対応していかなければならぬのではないかとというふうな感を抱いておるところでございます。

○笠井亮君 土地の所有者も返還を強く求めているわけでありまして、やはり法的根拠がない以上直ちに返還するための措置をとるべきだと思ふわけでありまして、それを使用権原が削減してもなお居座っていくということになれば、これは不法占拠以外の何物でもないということにならざるを得ないと思ふんです。

そのところはやはり重大な問題でありますから、これはきちんと受けとめて、どうするかというこの納得いく説明を国民に対してするということかなければいけないし、そうでなければ返すということになるんじゃないかと思ふんです。そうでなければ、不法占拠を続けていくんということになる、法治国家としてこれは断じて許されないうことになると思ふわけでありまして。

この問題は極めて重大な問題でありますので、また別の機会に改めて質問をさせていただくというところで、きょうはこれくらいにしておきますけれども、ぜひその辺の納得いく国民に対する見解を示す、それで納得いく見解が示せないのであれば直ちに返還すべきであるということをお願いして、私の質問を終わります。

○委員長(宮崎秀樹君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(宮崎秀樹君) 次に、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中西総務庁長官。

○国務大臣(中西績介君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び遺族加算額を増額することにより恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、平成七年における公務員給与の改定、消費者物価の動向その他の諸事情を総合勘案し、平成八年四月分から恩給年額を〇・七五%引き上げようとするものであります。

第二点は、遺族加算額の増額であります。

これは、遺族加算額の額について、戦没者遺族等に対する処遇の改善を図るため、平成八年四月分から公務員関係扶助に係るものにあっては十三万二千六百円に、傷病者遺族特別年金に係るものにあっては八万五千五百十円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(宮崎秀樹君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○海老原義彦君 恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、この困難な社会経済情勢のもとで、たとえ〇・七五%という小幅なものであってもベースアップを行うこととされた御当局の姿勢を高く評価するものでございます。しかしながら、恩給制度全般について見ますとまだまだ改善すべきところが非常に多々ございまして、恩給制度の改善すべき問題について若干の御質問をいたしたいと思ふます。

まず、恩給の意義、性格というものでございまして、昨年の八月二十四日、私は当委員会での当時の野坂官房長官それから江藤総務庁長官に伺いましたところ、恩給というものは社会保障制度に基づく年金と違うのであって国家補償的性格のものであるという御説明をいただいております。この点については、現総務庁長官の中西先生も同じでございまいしょうか。

○国務大臣(中西績介君) 恩給の意義あるいは性格につきましては、恩給法には特別に規定をしておりません。恩給は、公務員が相当年限忠実に勤務して退職した場合、あるいは公務による傷病のため退職した場合、また公務のために死亡した場合において国が特別な関係に基づき使用者として公務員またはその遺族に給付するものでありまして、公務員の退職または死亡後における生活の支えとなるものでございまして。

一般的に国家補償と申しますのは、国の政策の実施によりまして損失を受ける者に対して特に国が損失を補てんするということでありますけれども、恩給については国家補償とは、恩給公務員が永年公務に従事して老齢となり、または公務に起因して傷病にかかるか、あるいはそのために死亡した場合に、公務員またはその遺族に対して使用者

たる国がその特別な関係に基づきまして一定の条件のもとに恩給を給付するという意味を持つものと考えております。

○海老原義彦君 国家補償というのとはどういう意味なのかというのを次の質問として考えておたんです。既に御説明をいただいたようでございます。

大変学理的な難しい御説明でございしますが、私がいつもかみ砕いて恩給受給者の皆さんにお話しているのは、軍人恩給というものは、青春の一番大事な時期に国のために青春をささげた、国のために忠誠を尽くして青春をささげた、このことを国としては、大変な恩でございまして、これを恩に感じて、それで給付するものが恩給である。

青春をささげたというのはいろいろなことがございまして。例えば、戦場においてあるいは倒れているのは傷つき、それから生きて帰った方々だって大事な青春の時期、これからの人生の基礎を築くときを国にささげたんではないか。こういったことによる、今度は大臣のような難しい表現に戻れば、減損能力の補てんということになるんじゃないか、私はそういうふうには理解するわけでございまして、国家補償的というのは大臣の御説明と全く合うことになると思ふんです、表現は多少違いますが。

そういった国家補償というものを考えてみますときに、一番典型的な国家補償、人の関係で考えますと、例えば公務員が災害に遭った場合、国家公務員災害補償法というもので国家補償制度があるわけであらうと思ふけれども、この公務員災害補償法の給付水準は給与スライドでございまして、これに対して、恩給の改定はいわゆる総合勘案方式をとっております。昭和六十二年から総合勘案方式でございます。

それより前は給与スライド、スライドという言葉は合わないかもしれませんが、毎年の改定を給与改定率に合わせていたというふうなことがずつと行われてきたわけであらうと思ふので、昭和六十二年から総合勘案方式になっております。災

害補償法はずつと給与スライドを、これは法定でございませう。法律で定められておるので、ですから必然的に貫かれてきておる。同じ国家補償でありながら恩給制度については、あるときは給与スライドであつたけれども、そのときは給与スライドに応じて総合勘案方式でもいいじゃないかと。総合勘案方式というのは、今やっておりますのは、聞くところによりますと、給与の上昇率を八割見る、それから物価の上昇率を二割見る、そういうようなことをやっておる。そういうことで、災害補償法の年金に比しますと、それはだんだん給付水準が下がってくるということもあるわけでございます。

昔、給与スライドをやっておったときだって、いろいろ大変な問題がございました。民間給与がどんどん上がっていく高度成長期、そういう時期に、公務員給与は追いついていくのが容易じゃない。恩給はまたそれを見て追いかけていくので大変なんだという時期がございましたけれども、何とか曲がりなりにも給与スライドをやつてきたのはそれなりの理念があつたからでございます。今は、その理念が八割方残つてゐるんですけれども、二割は物価になつてしまつたということ、これはまことに残念でございますが、この辺のこととはどういふに御説明なさいませうか。これは恩給局長の方がよろしいでしようか。

○政府委員(石倉寛治君) 現在の恩給の改定方式は総合勘案方式ということでやつておるわけでございます。この方式がスタートいたしましたのは先ほどおっしゃいましたとおり六十二年なのでございませうけれども、恩給の改定というものにつきましましては、過去を考へますと、昭和四十八年以降、公務員給与の改定率を指標としてきた時期もございませう。六十一年のいわゆる公的年金制度の改革に関連をいたしまして、恩給制度もこれとのバランスを考慮した見直しを求められるというようなことで鋭意検討した結果がこの総合勘案方式ということになつたわけでございます。

したがいまして、公務員給与の改定も当然勘案

をいたし、物価の動向も承知をいたし、社会経済情勢全体を総合的に勘案することが一番妥当な方式ではないかということで定着を見てゐるところでございます。おっしゃいますように、ある時期、給与改定とパラレルであつたという時期もございましたが、それが必ずしもいい方式であつたかどうかというこの反省もあつて今日の方式をとつてゐるというふうに考へておるわけでございます。

○海老原義彦君 私、それがいい方式か悪い方式かという問題よりも、国家補償ということからいへば、やはり国家公務員の給与に準拠するというのしかないんじゃないか。便宜いろいろな方式をとつております。それはわかります。わかりませうけれども、やはり基本は給与スライドではないか。

六十二年から九年间、今度で十年目になるわけですが、十年間こういつた総合勘案方式をとつていまして、随分給与との格差が広がつてきております。恐らく一・何％、二％近くになるんじゃないかなと思つておりますけれども、一・何％、二％といつたつて、これは大変な額でございます。恩給費が一兆五千億ですから、その二％といへば三百億、大変な額でございます。

この三百億を節約するためにこういつた方式をとらざるを得ないという流れも一つあると。それわかりませう。私はよくわかりますけれども、しかしこれはどこかで直さなきゃいかぬ。一つの直し方としては、もう一度給与スライドに戻すか、それからいま一つの直し方とすれば、年金だつて五年ごとに再評価してゐるんですから、それと同じように何年かたまつた分をどこかで別の改善で入れていく、そういうような格差調整、これをやるといふのも一つの案かと思ひます。この辺、いづれもなかなか難しいとお答えが出ることはわかつておりますけれども、しかしひとつ前向きに検討していただきたいと思ひます。

○政府委員(石倉寛治君) 先ほど申しましたように、総合勘案方式をとりましておよその定着を見

てゐるところでございますけれども、実際にことし厚生年金その他の公的年金が、物価が下がつたというところで、それを食ひとめるのに大変な苦勞をしておられることは御承知のとおりでございます。恩給制度が総合的に勘案するという方式をとつたことが結果的にそういう問題をクリアできたのではないかと、いう側面もございませうので、そういう観点から、必ずしも給与とのスライドが最善であるかということにつきましては疑問なしとはしないという現在の考え方でございます。

○海老原義彦君 今お話し、他の年金は今回はアップゼロである、ところが恩給については総合勘案方式で〇・七五といふ少額とはいへ上がつた。これは私も非常に高く評価しておるものでございまして、そういう一定の基準でやつていくということは非常に大事だと思ひます。

ただ惜しむらくは、その基準がどうも、八、二でいくというのが出てきたのか。いろいろ当時の事情があつたんでしよう。定着してそれについているからいいんだという見方もございませう。また、役に立つてゐる、現に今度の改善ではそれが定着しているから役に立つて〇・七五％とはいへ改善できた、こういうことはございませう。だけれども、反面やはり国家補償という性格からいへば、公務員給与改定にだんだんおくれしていくということ、これは受給者の心情としては本当に大きな問題だということになると思ひます。

さて、時間もございませうので次の問題に入りますけれども、最低保障の改善でございます。最低保障の改善は、これはもう何年か言ひ続けできたことでございますけれども、なかなか難しい。今、御存じのとおり、長期に在職者を一〇〇として、短期に在職者は実在職年数によつて三段階に分かれてゐる。実際の在職年数が六年、九年、この二つで区切ると三段階になるということでございます。そうやつて三段階にしていくというのはそれなりに意味のあることだと私も思ひますけれども、しかし恩給が先ほど申しましたように、公務のために青春をささげた、つまり国の活動によつ

て国民に損失を与えたわけでございますからその補償である、国家補償である。そういうことかといひますと、在職中にどれほど御苦勞があつたかということで、同じ年数でも違ふというのは恩給法の性格上当然のことだろつと思ひます。恩給法ではそのために加算年という思想を導入しております。

加算年というのは、職務について、非常に激しい職務に就いた場合には職務甲として一月に三月足すといふこととございませう。それから職務乙、それに準ずる者は一月に二月足す。そのもう一段下になりますと一月に一月足す。そういうふうにして、場合によつては四倍、三倍というように年数を考へていく。これは一つの大事なルール、恩給法百二十年の歴史の中で非常に大事なルールだつたらうと思ひます。

現在、軍人普通恩給、普通扶助料の大部分の受給者は最低保障の適用を受けております。最低保障では加算年といふのは全く顧みられていない。つまり、砲弾が雨あられと飛び交う中で血と汗を流しながら戦つた人も、それから内地にいて単に兵営勤務をした人も同じ扱いだということとございまして、これは恩給法の本質からいつてもまことに不合理だと思ひます。でありますから、この実在職年による区分といふのは、それは維持して結構ですけれども、やはり勤務の質に着目して、労働の多いところは何か特段の配慮を講じていくといふような措置を考へることはいかでございませうか。

○政府委員(石倉寛治君) おっしゃいました対象者は短期の在職者のお話だと思ひます。実は普通恩給の最低保障額という制度が設けられましたが、基本的な原因は、長年勤務をしたにもかかわらず極めて低額の恩給しか受給できなかった長期に在職者、つまりある時期におきましては実在職年で十二年以上ありませんと受給できなかったわけでありませう。しかし、その方々の実際の計算をいたしました恩給額が非常に低いといふことで、一般社会保障の理念も導いたしまして最低保障と

いうような制度を設けたわけでありませう。

今、先生がおっしゃいました対象の皆さん方は、そうではありませんで、実在職年が十二年に満たない皆さん方をどうやって十二年にみなすかという努力の一つとして加算年をお使いになったというわけでありまして、昭和四十九年の短期在職者への導入というのは、そういう意味では理論的には極めて大きな飛躍を見たところでございませう。

したがって、十二年以上実在職年がありながら低額であった方々と別に、十二年に満たない皆さん方に対して、加算年でやると十二年の間を満たすという方々をどう処遇するかという議論だと思っております。この方々につきましては、年金の受給資格を発生するための道具として既に戦地加算その他の加算年を利用いたしておるわけでございますので、これにさらにその御苦労を見ろというのとはなかなか理論的に難しいという問題がございませう。

最低保障額の設定につきましては、実在職年による区分を設けているのはこのような経緯を踏まえてつくられているわけでございますので、この問題につきましてはなかなか難しい問題があると思っております。

○海老原義彦君 加算年を既に使っておるとお話でございましたけれども、実はこの加算年は全く使われていない。それはどういふことかと申しますと、加算年も入れて計算しました結果、最低保障に満たない、つまり加算年は使いたくないというところで結果的には使っていないんですよ。だから最低保障をもらっておる。何のために戦地であれだけの苦労をしたかということでございます。

これは大変難しい問題になってくるので、だんだん深みにはまっていくと議論が尽きなくなりませう。だから、うちの団体の中で威勢のいいことを言う人たちは、俸給表がそもそもおかしんだ、俸給を大幅に引き上げれば最低保障なんというのには要らなくなると。今の俸給が、例えば兵だったならば、一番高い長期七十で見ても年額百四十万で

すね。准尉で二百八万。もう一つ上があるか、准尉は。これはちょっと特殊なやつですから、二百八万。年額でそんなものしかない。准尉といったら海軍でいえば兵曹長、鬼の兵曹長。もう大変な期間勤め上げた立派な人たちですよ。そういう人たちが二百萬しかもらわなくていいの。

今の公務員給与と合わせていく間にどこかでボタンのかけ違いがあったんです。ボタンのかけ違いを今さら直せとは申しませう。私は俸給表を大幅改善しろなんということは言わぬです。ボタンのかけ違いはかけ違いでいいです。それをそのまま放置しておくためには、やはり最低保障の面で改善を図っていかなくやらないんだと。もし俸給でやるならば、もちろん加算年も入れて、加算の多い人はどんどんふえるわけですから、それができない。だから、何らかの形で最低保障に反映させるといふことは決しておかしいことじゃない、私はそう思うんです。これは十分御検討いただきたいと思ひます。

それから、次の問題に移りますけれども、平成八年度予算で恩給受給者の社会経済等状況調査というものの調査費が一千万つきましたね。普通恩給及び普通扶助料の受給者を対象として三万六千人ぐらい調査するというふうでございませうけれども、この調査はいつごろからどんな方法で実施されるのか、現段階における具体的なプランをお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(石倉寛治君) 御指摘の状況調査でございませうけれども、これは平成八年度予算案に新規事項として盛り込まれたものでございませう。恩給受給者社会経済等状況調査と一応仮称いたしておりました。予算案が成立をいたしましたら実行いたしますという手はずになっておるわけでございます。

○海老原義彦君 簡単に結構です、もう時間もございませうから。

○政府委員(石倉寛治君) はい。受給者が高齢化していることは極めて周知の事実でございまして、この方々の生活をめぐる諸問題への対応が問題になってまいりました。高齢者問題一般の問題が受給者に凝縮してあらわれておるわけでございませう。こういった問題をもう少し精査して、これからの受給者の生活問題を考えたいと思ひます。したいといふことで考えておるわけでございませう。基本的にまだ細かいデザインまではお示しをしかねる段階でございませう。

○海老原義彦君 まだ具体的なプランにまではいつていないといふことよろしいですか。これはひとつ早急に計画を立てられて、私もいろいろ受給者の協力が必要だと思ひます。もちろん受給者の協力が必要でございませう。協力をしてまいりたいと思ひますので、ひとついいプランを立ててくださう。

さて、時間がないのでその他たくさんありますのを一括して、これはもうお答え要らない、要望という形でずっと申し上げていきたいと思います。

まず、湘桂作戦の問題がございませう。湘桂作戦と申しますのは、昭和十九年に中支から南支にかけて、省で言うところの湖南省、貴州省、江西、広東、この四省にまたがる広大な地域で三十六万二千二人の作戦だと言われているんですけれども、我が軍にも一万九千三百という大変な死傷者数を出している。こんな激戦地であったにもかかわらず、先ほど申しました戦務加算が戦務乙、二月なんです。これはどうも納得できない。

また、硫黄島も、硫黄島は生き残りが少ないんですけれども、亡くなれば公務扶助料ですから加算の問題はなくなるんですが、生き残った方にはあれもたしか戦務乙だと思ひましたね。そんなような問題がいろいろございまして、この加算の問題といふのははじくり出すと本当にいろいろあるんです。

これが、あいにく恩給は非常に不幸な時期があ

りまして、昭和三十八年に復活してから慌ていろいろ整備をしたので、その当時、抑留加算、シベリア抑留者などの加算ですね、それから戦地外戦務であるとか沖縄であるとか若干の整備はしましたけれども、昭和十九年という戦争末期なんです戦争中にはその整備ができなかった、それがそのままほうっておかれていた部分が残っている。私はこの話を二十年前に聞いたことがあるんですけれども、もう一つに片づいているのかと思ひます。この加算の体系を整備するといふのは今となってはなかなか手がつけられないんじゃないかという話も方才で聞きました。それは難しい問題でございませうけれども、引き続き前向きな検討をお願いしたいといふことが一つであります。

それから、もう一つは遺族加算でございませう。これは公務扶助料が受給者に支給される。これは寡婦加算とのバランスを本来見なきゃならぬんですが、寡婦加算自体がまだ低額でございまして十五万六千円、これはもっと引き上げる必要があると思ひますけれども、遺族加算はさらに低い十三万二千六百円で一万八千円の格差がある。これはどう考えても、何で同じような性格の加算二つを並べて片一方が少し高いのか。

昭和五十五年に改善措置ができたときのこれもボタンのかけ違いなんですね、ちょっとしたボタンのかけ違い。決して受給者に損はかけていないという御説明は聞いて納得しているんですけども、そのとき損はなかったといつても、差がずっとそのままだっておるといふことは、やっぱりだれが見ても変な感じがしますよ。これは公務扶助料受給者の心情を考慮して、遺族加算と寡婦加算と同額にする、それで両方とも引き上げていくといふことが大事なんじゃないかと思ひます。

それからいま一つ、昨年の改正で一目症と二目症の傷痍軍人に傷病賜金が初めて支給されるようになりまして、金目は少ない。少ないけれども支給できるというところは、長年の懸案を解決したこ

とを大変高く評価するわけでございますけれども、どうもその支給の方法が、金が少ないものですから、もらった人がかえって何だか恩着せがましくなった三万六千円ばかりよこしてというような感じもあるんですよ。例えば書状を添えて長年の御苦労をねぎらうとかといった措置でもとれば、あるいは通知書の中にちよつと書くだけでもいいんじゃないかと思うんですけれども、そういうもうらう人の立場に立ったお心遣いをひとつ御検討いただきたいと思います。

以上、駆け足でございますけれども、いろいろな問題があるということを指摘いたしましたので、ここで大臣の最後の御感想を伺いたいと思います。

恩給制度というのは百二十年の長い歴史、戦前完成された制度でございますけれども、戦後非常に不幸な時期があつていろいろ問題が山積してきた、こういう制度でございます。また、その問題を解決していくたびに制度が複雑になりまして、今恩給法の体系というのは何か税法の次に難しいんだと、これをわかる人はよほど勉強しなきゃわからないのだというのであります。

幸いベテランの恩給局長が大臣にお仕えしておりますから、法律を全部読まなくとも、内容はおおむねどういふことだということを把握して、ひとつ恩給改善のために一生懸命御努力いただきたいと思ひます。これは最後のお願いでございませう。そういう趣旨で大臣の御発言をお願いいたします。

○国務大臣(中西廣介君) 恩給制度は、先ほども指摘されておりますように、国家補償的性格を持つ制度であるということと、それから現状大変高齢化しておるということを考え合わせてまいりますと、全般的に生活を支えておる内容でなくてはならぬということになりますので、その処遇等については十分これから勘案してまいらなくてはならぬと思つております。したがつて、恩給年額の実質価値の維持をどのように図っていくかということを中心におきましてこれから努力していきたいと思います。

○海老原義彦君 ありがとうございます。
○委員長(宮崎秀樹君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後三時五十七分散会

三月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、恩給欠格者の救済等に関する請願(第三五九号)

一、AWACS導入撤回・浜松基地配備反対に関する請願(第三五九号)

問題の解決に関する請願(第三六一号)

一、防衛費と自衛隊の削減に関する請願(第三六二号)(第三九四号)

一、非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願(第四三七号)(第四三八号)(第四三九号)(第四四〇号)(第四四一

号)(第四四二号)(第四四三号)(第四四四号)(第四四五号)(第四四六号)(第四四七号)(第四四八号)(第四四九号)(第四五〇号)(第四五一

号)(第四五二号)(第四五三号)(第四五四号)(第四五五号)(第四五六号)(第四五七号)(第四五八号)(第四五九号)(第四六〇号)(第四六一

号)(第四六二号)(第四六三号)(第四六四号)(第四六五号)(第四六六号)(第四六七号)(第四六八号)(第四六九号)(第四七〇

号)(第四七一七号)(第四七二七号)(第四七三七号)(第四七四七号)(第四七五七号)(第四七六七号)(第四七七七号)(第四七八七

号)(第四八八七号)(第四八九七号)(第四九〇七号)(第四九一七号)(第四九二七号)(第四九三七号)(第四九四七号)(第四九五七

号)(第四九六六号)(第四九七六号)(第四九八六号)(第四九九六号)(第五〇〇六号)(第五〇一六号)(第五〇二六号)(第五〇三六

号)(第五〇四六号)(第五〇五六号)(第五〇六六号)(第五〇七六号)(第五〇八六号)(第五〇九六号)(第五一〇六号)(第五一一六

号)(第五一二六号)(第五一三六号)(第五一四六号)(第五一五六号)(第五一七六号)(第五一八六号)(第五一九六号)(第五二〇六

号)(第五二一六号)(第五二二六号)(第五二三六号)(第五二四六号)(第五二五六号)(第五二七六号)(第五二八六号)(第五二九六

号)(第五三〇六号)(第五三一六号)(第五三二六号)(第五三三六号)(第五三四六号)(第五三五六号)(第五三六六号)(第五三七六

号)(第五三八六号)(第五三九六号)(第五四〇六号)(第五四一六号)(第五四二六号)(第五四三六号)(第五四四六号)(第五四五六

号)(第五四六六号)(第五四七六号)(第五四八六号)(第五四九六号)(第五五〇六号)(第五五一六号)(第五五二六号)(第五五三六

号)(第五五四六号)(第五五五六号)(第五五七六号)(第五五八六号)(第五五九六号)(第五六〇六号)(第五六一六号)(第五六二六

恩給欠格者の救済等に関する請願
請願者 滋賀県近江八幡市出町五三八 大橋慎平 外四百二十名
紹介議員 河本 英典君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第三五九号 平成八年三月一日受理
AWACS導入撤回・浜松基地配備反対に関する請願
請願者 静岡県浜松市天王町八〇三 竹内康人 外二千名
紹介議員 栗原 君子君
平成六年八月、防衛庁は浜松市に対し、航空自衛隊浜松基地へのAWACS(早期空中警戒管制機)配備を通告した。既に政府・防衛庁は中期防衛力整備計画に基づき、AWACSを平成五年度と六年度の子算で計四機(一機約五百五十億円)を購入するを決定している。防衛庁は導入理由として、「国土から離れた海上での常統的な早期警戒監視を実施するために、飛行性能に優れ、遠距離かつ通信連絡可能な高度において長期間哨戒(しやうかい)し得る能力」、「洋上において多数の要撃機等を管制し得る能力」を挙げている。つまりAWACSの導入・配備は本土防空から遠く離れた洋上防空のために必要というものである。湾岸戦争の際、AWACSの管制下で「多国籍軍」によるイラク空軍機の撃墜が行われたように、AWACSは海外へと派兵されて警戒・指揮をする兵器である。その導入・配備は政府・防衛庁が主張しているような「専守防衛のため」ではなく、「他の要撃機を管制・指揮する海外派兵のためのハイテク機」というのが正に事の本質である。私たちはAWACSの導入に反対し、浜松が再びアジア等の民衆を殺りくするための派兵拠点になることを断固として拒否する。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、AWACSの導入を撤回すること。
二、航空自衛隊浜松基地へのAWACS配備を撤回すること。

第三六一号 平成八年三月一日受理
国際常設仲裁裁判による旧日本軍の慰安婦問題の解決に関する請願
請願者 北海道旭川市豊岡二ノ四 三浦綾子 外千九百九十九名
紹介議員 栗原 君子君
韓国の元「慰安婦」被害者十一名は、平成七年十一月、日本政府に対して、常設仲裁裁判所(PCA)による裁定を受けることに同意するよう要請した。これは「慰安婦問題について公正な第三者機関による法的判断を求めることであり、平成七年八月の国連人権委員会に提出された現代奴隷制部会の報告書にも提案されている、国際的に認知された解決方法と見えるものである。ところが、政府は去る一月、サンフランシスコ講和条約、その他の二国間条約によつてこの問題は解決済みであり、仲裁の申入れを拒否する旨の回答を伝えた。しかし政府のこの見解は、平成七年十一月に出された国際法委員会(ICCJ)報告書の中の「慰安婦」問題解決に関する勧告として、サンフランシスコ講和条約及び二国間条約はこの問題解決には影響せず、日韓協定で「最終的に解決した」とされる「請求権」には元「慰安婦」の不法な人権侵害に対する請求権は含まれないとあるものを全く無視したもので国際世論に反する。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、政府は、「慰安婦」問題をハークにある常設仲裁裁判所の裁定に従つて解決すること。そのために仲裁合意書に同意するよう再考すること。

第三六二号 平成八年三月一日受理
防衛費と自衛隊の削減に関する請願
請願者 埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷 一、五一八ノ一 四方田茂雄 外千四百四十二名
紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第三九四号 平成八年三月五日受理
防衛費と自衛隊の削減に関する請願

請願者 東京都板橋区西台一ノ四三ノ一一
猪田和哉 外三百八十一名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第四三七号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 香川県高松市四座町一、〇八九ノ
六 二宮典子 外二百四十名

紹介議員 平井 卓志君

我が国の演劇、音楽、舞踊、演芸等の芸術団体及び鑑賞や創造活動をしている市民文化団体は、文化の発展を通じて豊かな人間社会の形成と人類の発展に寄与するという公益性の高い活動を担っている。しかし、こうした芸術団体及び市民文化団体の法制上の人格は、ごく一部は財団法人か社団法人又は事業協同組合となっているが、多くは任意団体、または営利を目的としなにかかわらず営利法人としての株式会社、有限会社等となっているのが実状である。このことが芸術・文化諸団体の活動を推進する上で大きな障害となっている。芸術団体・市民文化団体の活動を推進するには、できるだけ幅広い分野を対象とした非営利団体のための新たな法人制度が必要であり、税制上の優遇措置も緊急かつ切実な課題である。現在、非営利団体・市民文化団体への法人格付与に関する法案が検討されているところである。ついで、次の事項について早期に実現を図りたい。

一、非営利の芸術団体・市民文化団体の特性をいかした法人制度を実現すること。

1 非営利のための幅広い分野の芸術団体・市民文化団体を対象にした緩やかな制度を創設すること。

2 設立手続、出資金の基準等、簡易な方法で設立できる制度を創設すること。

3 芸術・文化活動における会費・入場料などの非営利性を認めた制度を創設すること。

二、非営利の芸術・文化団体の活動を促進するための税制上の優遇措置を実現すること。

1 本来活動の所得に対する原則非課税を実現すること。

2 個人所得に関する寄付金控除制度を創設すること。

3 企業の芸術・文化団体に対する寄付金の特別損金枠を設定すること。

第四三八号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 福岡県筑紫野市大字二日市八四ノ一〇 中村富美枝 外二千二百四十九名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四三九号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 名古屋市中村区高道町一ノ五ノB 九名
ノ二〇二 杉浦一恵 外三百九十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四四〇号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都練馬区貫井二ノ二四ノ三ノ五〇二 鈴木ミチ子 外二千四十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四四一号 平成八年三月七日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 岡山市西大寺中野六一四ノ七 徳持昌代 外二千四十九名

紹介議員 大森 礼子君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四四二号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 神戸市須磨区横尾五ノ二ノ五九ノ一〇二 長沼雅子 外五百七十九名

紹介議員 石井 一二君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四四三号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉学園町六ノ一三ノ二〇二 間瀬久美 外千九百九十三名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四四四号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 山形県米沢市芳泉町一七、九二八ノ二 後藤知子 外七百九十九名

紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四四五号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願(二通)

請願者 福井県勝山市郡町二ノ一ノ三九 安岡恵子 外一万四千四百四十九名

紹介議員 松村 龍二君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四四六号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 山形県村山市大横一、三八八 佐藤清美 外五百九十九名

紹介議員 阿部 正俊君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四四七号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 広島市安佐北区龜山南四ノ一三ノ二三 今福三津枝 外二千六百二十九名

紹介議員 武田邦太郎君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四四八号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 横浜市港北区篠原町九五八ノ一グ リンコーポJノ三〇三 大岡はる美 外千二百六十六名

紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四四九号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 長野県飯田市上郷黒田三六ノ七 今村かよ子 外千二百十名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四五〇号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願(二通)

請願者 茨城県牛久市南四ノ六ノ一六坂内厚子 外八百十七名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四五三三号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 静岡市瀬名三ノ一六ノ四五 田中文雄 外千九百九十四名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四五四四号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都板橋区上板橋二ノ二〇ノ一五ノ一〇五 遠藤登美子 外八百三十一名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四五五五号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 三重県四日市市笹川八ノ一六ノ二六 水谷孝子 外二千九百九名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四五七七号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都目黒区東が丘一ノ九ノ二一 塚本重美 外二千二百二名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四五八八号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 熊本市清水本町二八ノ九 原口篤子 外二千六百十九名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四六〇〇号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 福島市野田町四ノ六ノ一二 本田洋子 外千五百四十四名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四六二二号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願(二通)

請願者 熊本県菊池郡大津町下町一九〇坂本晶江 外九千九百五十六名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四六三三号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 山口県宇部市東岐波区磯地立山山田節子 外二千三百五十九名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四六四四号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井町二ノ三ノ一 一四 吉田京子 外千三百五十四名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四六五五号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都小金井市前原町二ノ一一ノ二〇 澤田明子 外二百九十二名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四六七七号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 沖縄県那覇市三原三ノ五ノ一四 大底ミツ子 外五百九十九名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四六八八号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 名古屋市中区和御器所一ノ一八ノ一八 桜山康人 外七百九十九名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四六九九号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 鹿児島市西伊敷二ノ二五ノ一 柿木淑江 外千五百五十五名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四七一一号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 福岡市南区長住四ノ一五ノ二五

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四七二二号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 岩手県一関市赤荻字荻野一四ノ七 森由紀子 外百九十九名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四七三三号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 愛媛県今治市四村三三八ノ二 村上美恵子 外七百二名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四七四四号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 福島県耶麻郡塩川町大字中屋沢字紙子一、五九二ノ八 栗田薫 外七百二十七名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四七五五号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 和歌山市國部一、三二〇ノ三四 野中康寛 外七千二百十七名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四七六六号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 世耕 政隆君

現等に関する請願

請願者 鹿児島市西田二ノ一ノ二ノ二〇

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四七七号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 香川県高松市高松町二、三六五ノ

一 進藤由美子 外二百四十二名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四七八号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 埼玉県所沢市上山口一、四六二ノ

四 戸田由紀子 外二千七百六十六名

紹介議員 高野 博郎君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四七九号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市上戸祭町二、九三

六ノ二二二 竹内美由紀 外千七百一十一名

紹介議員 矢野 哲朗君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四八一号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都北区滝野川二ノ四六ノ七

鈴木芳子 外三百三十二名

紹介議員 海野 義孝君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四八二号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 広島県安芸郡江田島町中央一ノ八

ノ七 岡本朝子 外九百九十九名

紹介議員 菅川 健二君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四八三号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 北海道北見市清見町七〇ノ五コ

ボラス清見三ノ四五 野田久美子

外九百九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四八四号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都青梅市長瀬二ノ六八七

川崎由保 外二千二百六十名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四八五号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 大分県中津市下宮永一ノ一六ノ

九 上田慶子 外八百二十六名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四八八号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 埼玉県所沢市山口五、二三二ノ三

山田麻美 外千四百三十九名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四九〇号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 兵庫県三田市狭間が丘三ノ五ノ四

駒沢修一 外千六百六十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四九二号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 広島県呉市宮原一ノ四ノ三五 蔵

下寿美子 外二千三百八十九名

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四九三号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都板橋区東新町二ノ三ノ二

井上三鈴 外九百十五名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四九四号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市鴨河内一、二二三

萬治香 外四百二十八名

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四九五号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 福岡市南区大平寺一ノ二六ノ一八

都司加代子 外二千三百四十二名

紹介議員 淵上 貞雄君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

請願者 長野県大町市大字大町六、八七三

ノ四 奥国和美 外千八百四十五

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四九六号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 高知県南国市岡豊町蒲原四〇五ノ

七 唐若見早 外千三百九十九名

紹介議員 平野 貞夫君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第四九七号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 札幌市東区栄町八七九ノ一ロジェ

栄町IIノ一七 笹木葉子 外九

百九十九名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五〇〇号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 山口県小野田市共和台九ノ八

河野朋子 外二千四百三十九名

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五〇二号 平成八年三月七日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 福岡市南区大平寺一ノ二六ノ一八

都司加代子 外二千三百四十二名

紹介議員 淵上 貞雄君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五〇三号 平成八年三月七日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 佐賀県唐津市山本二、二二八ノ一
峯法子 外千八百五十九名
紹介議員 岩永 浩美君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五〇八号 平成八年三月七日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 三重県四日市市松原町二一ノ二〇
永井礼子 外六千七百六十九名
紹介議員 平田 耕一君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五〇九号 平成八年三月七日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峰三ノ三ノ二〇
関根久美子 外千六百十二名
紹介議員 国井 正幸君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五一〇号 平成八年三月七日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願(三通)

請願者 福岡市南区皿山三ノ八ノ一八
笠原道子 外八千三百八十九名
紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五一一号 平成八年三月七日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願(一通)

請願者 滋賀県大津市一里山二ノ一九ノ四
五 東野昌子 外二千八百三十九名
紹介議員 奥村 展三君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五一二号 平成八年三月七日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都柏江市岩戸北一ノ一ノ一
五〇三 伊藤則子 外五百八十二名
紹介議員 水野 誠一君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五一四号 平成八年三月七日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 札幌市白石区北郷一条四ノ一ノ二
一 仁木邦治 外千六百九十四名
紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五一五号 平成八年三月七日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都立川市富士見町六ノ一九ノ一
一〇一 鈴木節子 外三千九百八十八名
紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五一六号 平成八年三月七日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 徳島県那賀郡羽ノ浦町大字中庄字
市五ノ一 西田佳枝 外六百七十五名
紹介議員 北岡 秀二君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

現等に関する請願

請願者 山梨市上神内川一四四 内藤仁美
外八百四十九名
紹介議員 志村 哲良君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五一八号 平成八年三月七日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 横浜市長区飯島町五二七ノ六ノ一
ノ三〇五 中西佳代子 外千六百九十一名
紹介議員 今泉 昭君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五一九号 平成八年三月七日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市上田堤二ノ七ノ三
中山通子 外百八十九名
紹介議員 高橋 令則君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五二〇号 平成八年三月七日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都国分寺市泉町三ノ五ノ三ノ
四〇六 池本恵里子 外二千二百四十一名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願(第五二二号)(第五二三号)(第五二四号)(第五二五号)(第五二六号)(第五二七号)(第五二八号)(第五二九号)(第五三〇号)(第五三一号)(第五三二号)(第五三三号)(第五三四号)(第五三五号)(第五三六号)(第五三七八号)(第五三九号)(第五四〇号)

五四〇号)(第五四一号)(第五四二号)(第五四三
号)(第五四四号)(第五四七号)(第五四八
号)(第五四九号)(第五五〇号)(第五五一
号)(第五五二号)(第五五三号)(第五五四
号)(第五五五号)(第五五六号)(第五五七
号)(第五五八号)(第五五九号)(第五六〇
号)(第五六一号)(第五六二号)(第五六三
号)(第五六四号)(第五六五号)(第五六七
号)(第五六八号)(第五六九号)(第五七〇
号)(第五七一号)(第五七二号)(第五七三
号)(第五七四号)(第五七五号)(第五七六
号)(第五七七号)(第五七八号)(第五七九
号)(第五八〇号)(第五八一号)(第五八二
号)(第五八三号)(第五八四号)(第五八五
号)(第五八六号)(第五八七号)(第五八八
号)(第五八九号)(第五九〇号)(第五九一
号)(第五九二号)(第五九三号)(第五九四
号)(第五九五号)(第五九六号)(第五九七
号)(第五九八号)(第五九九号)(第六〇〇
号)

一、日本鉄道共済年金の格差是正に関する請願
(第五九八号)(第五九九号)
一、非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制
度の実現等に関する請願(第六〇二号)(第六
〇四号)(第六〇八号)(第六〇九号)
一、共済年金の制度の改革に関する請願(第六
一一号)

一、非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制
度の実現等に関する請願(第六一二号)
一、日本電信電話共済組合に係る共済年金受給
者の処遇に関する請願(第六一四号)
一、非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制
度の実現等に関する請願(第六一八号)(第六
二二号)(第六二四号)(第六二八号)(第六三
九号)(第六四〇号)(第六四二号)(第六四六
号)(第六四四号)(第六四五号)(第六六七
号)(第六六四号)(第六六五号)(第六六七
号)(第六六九号)

第五二二号 平成八年三月八日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実
現等に関する請願

請願者 東京都田無市南町六ノ三ノ三〇ノ
二〇六 加瀬部直吉 外二百七十
六名
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五二三号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 大阪府豊中市曾根東町五ノ九ノ一

三 水野奈津子 外四百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五二五号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 福岡市東区香椎団地一〇ノ二三

辰野須美子 外三千三十三名

紹介議員 横尾 和伸君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五二六号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 岡山県玉野市宇野五ノ二三ノ一一

藤原葉子 外二千八十九名

紹介議員 石田 美栄君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五二八号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 高知市朝倉甲二七ノ二二 鈴木

高穂 外千四百四十九名

紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五三二号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 広島県安芸郡江田島町中央一ノ八

ノ七 岡本裕子 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五三四号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 大分市東浜二ノ一三ノ一市営住宅

六〇ノ二A一ノ四〇三 矢嶋秀行

外八百十名

紹介議員 永野 茂門君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五三五号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都北区東十条一ノ一六ノ一二

津田益宏 外二百八十七名

紹介議員 林 寛子君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五三六号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 熊本市尾ノ上四ノ一ノ六九 宮

城泰子 外二千二百七十名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五三八号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 仙台市太白区西中田五ノ一三ノ一

八 武田えみ子 外七百七名

紹介議員 亀谷 博昭君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五三九号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五四〇号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 福岡市南区和田一ノ一二ノ一九

若松郁子 外二千九百三十八名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五四一号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 大分市三川上二ノ四ノ一一三川

コロボ三〇六 工藤康恵 外八百

九十九名

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五四二号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都板橋区大和町五ノ五 清水

正一 外二千九百五十一名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五四三号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 千葉市若葉区源町一九一ノ二 斉

藤猛 外千八百九十八名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五四四号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 岐阜市日野東二ノ一〇ノ一七 林

宏澄 外二千四百九十五名

紹介議員 笠原 潤一君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五四七号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都東村山市栄町三ノ三七ノ二

二 第三野口橋Mノ二〇五 梅津厚

子 外三百三十三名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五四八号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 静岡県浜松市子安町三二三ノ三

鈴木尚子 外千九百六十名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五四九号 平成八年三月八日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 島根県松江市雑賀町八一 坂本

和子 外千八百八十六名

紹介議員 青木 幹雄君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五五一号 平成八年三月十一日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 福岡県行橋市大橋一ノ八ノ三 森

本智子 外三千七百七十九名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五五二号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 大阪市阿倍野区阿倍野筋一ノ七ノ三四 菊田朋義

紹介議員 谷川 秀善君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五五三号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 山梨県北巨摩郡武川村黒沢二、一七ノ四 横田洋子 外五百十九名

紹介議員 中島 眞人君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五五六号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 新潟市寺尾東二ノ二ノ六 武内裕子 外三百二十六名

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五五七号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 神戸市東灘区向洋町中六ノ六ノ六一四ノ一二八 中島淳 外千六百五十九名

紹介議員 片上 公人君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五五九号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 福岡県太宰府市五条二ノ一二ノ八

紹介議員 原茂子 外二千七百十九名
渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五六一号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 滋賀県大津市衣川二ノ二三ノ二 飯田美佐子 外千九百九十九名

紹介議員 河本 英典君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五七六号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願(四通)
請願者 福島市飯坂町字立町一九 佐藤寿美子 外二千五百五十三名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五七七号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 京都府城陽市寺田今堀五二ノ一四 一 堀山葉子 外七百八十九名

紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五七八号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 山形県村山市榎岡五日町五ノ八 平由利子 外八百十九名

紹介議員 小山 孝雄君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五七九号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 岡山県太宰府市五条二ノ一二ノ八

請願者 東京都小金井市梶野町二ノ一ノ一 三 伊藤伸子 外二百八十四名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五八一号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 東京都保谷市中町三ノ六ノ一〇 渡辺公子 外二百五十三名

紹介議員 朝日 俊弘君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五八五号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 石川県金沢市東長江町ぬノ四五 松本文恵 外五千六十名

紹介議員 馳 浩君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五八六号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 東京都荒川区西尾久町五ノ二五ノ一三 鈴木善一郎

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第八三三号と同じである。

第五八八号 平成八年三月十一日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 兵庫県多可郡加美町市原一三九 池田信雄 外六名

紹介議員 小山 孝雄君
この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第五八九号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 岡山市福田五九三ノ六グリーンハ

イツ泉二〇五 福代美津子 外二千三百六十九名
紹介議員 加藤 紀文君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五九〇号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 徳島市八万町橋本三ノ四 吉田民子 外六百五十二名

紹介議員 松浦 孝治君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五九一号 平成八年三月十一日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 岡山市今岡一三六ノ一 河内文子 外二千五百五十九名

紹介議員 片山虎之助君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五九四号 平成八年三月十二日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 神奈川県足柄上郡山北町向原三二 三 田中ふみえ 外四百七十名

紹介議員 齋藤 勤君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五九六号 平成八年三月十二日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 横浜市戸塚区前田町五一ノ八ノ一〇二 山本日登美 外九百六十七名

紹介議員 西川 玲子君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第五九八号 平成八年三月十二日受理
非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願
請願者 岡山市福田五九三ノ六グリーンハ

日本鉄道共済年金の格差は正に關する請願
請願者 長野県小県郡丸子町下丸子一ノ五
金井浩正

紹介議員 村沢 牧君

日本鉄道共済年金は諸般の事情から財政調整の都度支給制限を受け、その結果、支給される年金は全公的年金制度の中で格差が生じている。ついで、公的年金の公平で安定的な年金制度として早期に是正措置を講ぜられたい。

第五九九号 平成八年三月十二日受理

日本鉄道共済年金の格差は正に關する請願

請願者 長野県駒ヶ根市飯坂一ノ一七ノ一
二 中原嘉之吉

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第五九八号と同じである。

第六〇二号 平成八年三月十二日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 埼玉県入間市久保稻荷五ノ一三ノ三
三 中山智子 外二千二百二十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六〇四号 平成八年三月十二日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸五ノ一四ノ二ノ二〇
二〇 阿達享子 外千九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六〇八号 平成八年三月十二日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 福島市飯坂町字八幡内九ノ五 佐藤京子 外七百四十九名

紹介議員 谷本 巍君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六〇九号 平成八年三月十二日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 横浜市旭区上白根三ノ二六ノ一ノ一
一 中島友子 外八百八十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六一〇号 平成八年三月十二日受理

共済年金の制度の改革に関する請願(七通)

請願者 愛媛県今治市栄町三ノ二〇ノ二〇
久保清澄 外六名

紹介議員 野間 耕君

将来における高齢社会に対応して、公的年金制度は年金財政の長期的安定を目指し、逐次改革が行われ、今国会においても政府から公的年金一元化に関する法案が提出されている。また公的年金制度の一元化に関する懇談会は平成七年七月、三つのグループ編成を提言し、検討事項として、社会保障制度としての在り方、公務員制度としての在り方及び財政の安定化のための措置を挙げているが、一元化に当たっては、公務員制度の一環としての役割を果たしてきた共済年金制度が、引き続きその特殊性を失うことのないよう求める。ついで、次の措置を採られたい。

一、公的年金一元化の仕組みについて
公務員退職共済年金が今後とも公務員制度の一環として機能するよう法制化と運営を行うこと。

二、年金給付について
1 現行の退職共済年金に係る職域年金相当部分を確保し、その給付の改善を図ること。
2 年金の改定については、将来にわたって現行の給付水準を確保すること。

3 新制度間の遺族給付と退職・老齢給付との間には、併給調整の緩和が図られたが、旧制度の遺族給付と新制度の退職・老齢給

付との間にも適切な緩和が図られるよう改善すること。
4 将来に備えて、雇用と年金との適切な連携が損なわれないよう対策を図ること。

第六一三号 平成八年三月十三日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 新潟県長岡市中沢四ノ三九七ノ一
〇 若井万里子 外三百二十名

紹介議員 真島 一男君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六一四号 平成八年三月十三日受理

日本電信電話共済組合に係る共済年金受給者の処遇に関する請願

請願者 茨城県水戸市見川二ノ一四ノ二
阿部正知

紹介議員 小林 元君

電報共済年金受給者の多くが生活を年金に託している現状にあり、急速に進む高齢化対策としての年金改革、及び税制改正の動向について重大な関心をもって注視している。ついで、次の措置を採られたい。

一、共済年金の職域年金部分の改善を図るとともに、将来にわたって、共済年金の水準を確保すること。
共済年金制度の特性にかんがみ、職域年金部分の給付の改善を図るとともに、将来にわたって共済年金の水準を確保すること。

二、遺族共済年金の改善を図ること。
遺族となつて一人で生活する場合、家屋の維持費、交際費等の固定費部分がかかりの割合を占め、さらに食費等の非効率化を加えると遺族の生活は大変苦しい状況にあるので、遺族共済年金の乗率を改善し、遺族年金の引上げを図ること。

三、共済年金の給付水準を確保すること。
共済年金の年次改定は物価スライドにより

改善されているが、給料の再評価に係る年金の引上げに当たっては、将来にわたって共済年金の給付水準を確保すること。

四、共済年金の一部支給停止に係る所得金額を引き上げること。
共済年金受給者が再就職し厚生年金保険等の被保険者になった場合、所得金額(各種控除後の金額)が百二十万円を超えるとその所得金額に応じて一定の割合で年金の支給が停止されるが、この所得金額を引き上げ、年金の一部支給停止を緩和すること。

第六一八号 平成八年三月十三日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 青森県八戸市根城西ノ沢一ノ二六
村井礼子 外三百八十八名

紹介議員 山崎 力君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六二三号 平成八年三月十三日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 名古屋市中区山田町三ノ一〇六
ノ三 中康彦 外千八百名

紹介議員 末広真樹子君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六二四号 平成八年三月十三日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡柳井町小笠原一
一〇七ノ九 川住千鶴 外九百九十九名

紹介議員 清水 達雄君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六二八号 平成八年三月十三日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡柳井町小笠原一
一〇七ノ九 川住千鶴 外九百九十九名

紹介議員 清水 達雄君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

現等に関する請願

請願者 新潟県小千谷市片貝町 横山雅美

外三百三十名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六三九号 平成八年三月十三日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願(三通)

請願者 千葉県四街道市千代田五ノ一六ノ

一〇 柿元あみず 外五千二十一

名

紹介議員 岩瀬 良三君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六四〇号 平成八年三月十三日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 千葉県佐倉市王子台六ノ四三ノ五

吉岡政春 外千八百四十六名

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六五二号 平成八年三月十四日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 福島市飯坂町字道城町二〇 佐藤

恵子 外三百七名

紹介議員 戸田 邦司君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六六〇号 平成八年三月十四日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都小平市小川東町一、八一七

ノ四一 一木和子 外四千三百二十

五名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六六四号 平成八年三月十四日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 東京都日野市高幡三二ノ六〇一

森田久美子 外五百六十二名

紹介議員 益田 洋介君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六六五号 平成八年三月十四日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 大阪府枚方市伊加賀西町五七ノ二

一 石野明子 外九百四十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六七〇号 平成八年三月十四日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 大阪府豊中市岡町南一ノ一一ノ二

六角芳子 外四百四十九名

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第六七九号 平成八年三月十四日受理

非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願

請願者 札幌市北区屯田二条二ノ一二ノ二

本間ひろみ 外千九名

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
一、恩給法等の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律

皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三

号)の一部を次のように改正する。

第七条中「二億九千万円」を「三億二千四百万

円」に改める。

第八条中「二千七百万円」を「三千五十万

円」に改める。

附則

この法律は、平成八年四月一日から施行する。

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の

一部を次のように改正する。

別表第二号表中「五、五一四、〇〇〇円」を

「五、五五五、〇〇〇円」に、「四、五九五、〇

〇〇円」を「四、六二九、〇〇〇円」に、「三

七八四、〇〇〇円」を「三、八二二、〇〇〇円」

に、「二、九九四、〇〇〇円」を「三、〇一六

〇〇〇円」に、「二、四二三、〇〇〇円」を「二

四四一、〇〇〇円」に、「一、九五八、〇〇〇円

を「一、九七三、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五、八六六、〇〇〇円」を

「五、九一〇、〇〇〇円」に、「四、八六五、〇

〇〇円」を「四、九〇一、〇〇〇円」に、「四

一七四、〇〇〇円」を「四、二〇五、〇〇〇円

に、「三、四二九、〇〇〇円」を「三、四五五

〇〇〇円」に、「二、七五〇、〇〇〇円」を「二

七七一、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「五、一七七、八〇〇円」を

「五、二二六、六〇〇円」に、「四、七八三、一

〇〇円」を「四、八一九、〇〇〇円」に、「四

五八四、〇〇〇円」を「四、六一八、四〇〇円

に、「四、四二六、二〇〇円」を「四、四五九

四〇〇円」に、「三、一二二、九〇〇円」を「三

一四六、三〇〇円」に、「一、九七八、〇〇〇円

を「三、〇〇〇、三〇〇円」に、「一、六八五

四〇〇円」を「二、七〇五、五〇〇円」に、「二

一九四、五〇〇円」を「二、二一一、〇〇〇円

に、「二、一一一、一〇〇円」を「二、一一六

九〇〇円」に、「一、九七三、八〇〇円」を「一

九八八、六〇〇円」に、「一、九一九、二〇〇円

を「一、九三三、六〇〇円」に、「一、八六三

二〇〇円」を「一、八七七、二〇〇円」に、「一

六四〇、九〇〇円」を「一、六五三、二〇〇円

に、「一、四五五、五〇〇円」を「一、四六六

四〇〇円」に、「一、四〇四、四〇〇円」を「一

四一四、九〇〇円」に、「一、三六八、五〇〇円

を「一、三七八、八〇〇円」に、「一、三三六

七〇〇円」を「一、三四六、七〇〇円」に、「一

三〇五、〇〇〇円」を「一、三二四、八〇〇円

に、「一、二五四、二〇〇円」を「一、二六三

六〇〇円」に、「一、七四七、〇〇〇円」を「一

七六〇、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「五、一七七、八〇〇円」を

「五、二二六、六〇〇円」に、「四、七八三、一

〇〇円」を「四、八一九、〇〇〇円」に、「四

五八四、〇〇〇円」を「四、六一八、四〇〇円

に、「四、四二六、二〇〇円」を「四、四五九

四〇〇円」に、「三、一二二、九〇〇円」を「三

一四六、三〇〇円」に、「一、六八五、〇〇〇円

を「二、七〇五、五〇〇円」に、「二、二五〇

一〇〇円」を「二、二六九、二〇〇円」に、「二

一一一、一〇〇円」を「二、二二六、九〇〇円

に、「一、九七三、八〇〇円」を「一、九八八

六〇〇円」に、「一、八六三、二〇〇円」を「一

八七七、二〇〇円」に、「一、七五〇、八〇〇円

を「一、七六三、九〇〇円」に、「一、六四〇

九〇〇円」を「一、六五三、二〇〇円」に、「一

五九〇、八〇〇円」を「一、六〇二、七〇〇円

に、「一、四九九、八〇〇円」を「一、五一

〇〇〇円」に、「一、三三六、七〇〇円」を「一

三四六、七〇〇円」に、「一、三〇五、〇〇〇円

を「一、三一四、八〇〇円」に、「一、二五四

二〇〇円」を「一、二六三、六〇〇円」に、「一

に改める。
(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七条ただし書中「百七十四万七千円」を「百七十六万四千円」に、「百三十五万九千円」を「百三十六万九千円」に改める。
附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階級	仮定俸給年額
大將	七、五四四、七〇〇円
中將	六、七二四、〇〇〇円
少將	五、三四一、七〇〇円
大佐	四、六一八、四〇〇円
中佐	四、四一九、二〇〇円
少佐	三、四五三、五〇〇円
大尉	二、九二四、五〇〇円
中尉	二、三二二、六〇〇円
少尉	一、九八八、六〇〇円
准士官	一、八三三、三〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、五一一、〇〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、四一四、九〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、三七八、八〇〇円
兵	一、二六三、六〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、七八五、〇〇〇円」を「一、七九八、〇〇〇円」に改める。
附則別表第五中「一、六二四、〇〇〇円」を「一、六二六、〇〇〇円」に、「一、三〇三、〇〇〇円」を「一、三三三、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改める。

〇四八、〇〇〇円」を「一、〇五六、〇〇〇円」に、「九二六、〇〇〇円」を「九三三、〇〇〇円」に改める。
附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金
七、五四四、七〇〇円	七、三六一、八〇〇円
六、七二四、〇〇〇円	六、六〇二、六〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

五、三四一、七〇〇円	五、二一六、六〇〇円
四、六一八、四〇〇円	四、四五九、四〇〇円
四、四一九、二〇〇円	四、二一四、七〇〇円
三、四五三、五〇〇円	三、三三一、九〇〇円
二、九二四、五〇〇円	二、七〇五、五〇〇円
二、三二二、六〇〇円	二、一二六、九〇〇円
一、九八八、六〇〇円	一、八七七、二〇〇円
一、八三三、三〇〇円	一、六五三、二〇〇円
一、五一一、〇〇〇円	一、三七八、八〇〇円
一、四一四、九〇〇円	一、三一四、八〇〇円
一、三七八、八〇〇円	一、二六三、六〇〇円
一、二六三、六〇〇円	一、一一三、二〇〇円

仮定俸給年額	金
七、五四四、七〇〇円	八、一一〇、五〇〇円
六、七二四、〇〇〇円	七、二三四、六〇〇円
五、三四一、七〇〇円	六、一二一、二〇〇円
四、六一八、四〇〇円	五、三四一、七〇〇円
四、四一九、二〇〇円	五、〇一八、五〇〇円
三、四五三、五〇〇円	四、〇〇五、七〇〇円
二、九二四、五〇〇円	三、三三一、九〇〇円
二、三二二、六〇〇円	二、六五四、九〇〇円
一、九八八、六〇〇円	二、三二一、六〇〇円
一、八三三、三〇〇円	二、〇九七、六〇〇円
一、五一一、〇〇〇円	一、七〇八、二〇〇円
一、四一四、九〇〇円	一、六〇二、七〇〇円
一、三七八、八〇〇円	一、五五二、五〇〇円
一、二六三、六〇〇円	一、四一四、九〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金 額
一、九二四、五〇〇円	三、一四六、三〇〇円
二、三三二、六〇〇円	二、五〇九、二〇〇円
一、九八八、六〇〇円	二、二二一、〇〇〇円
一、八三三、三〇〇円	一、九八八、六〇〇円

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金 額
一、九二四、五〇〇円	三、六二六、二〇〇円
二、三三二、六〇〇円	二、八五一、九〇〇円
一、九八八、六〇〇円	二、五六九、二〇〇円
一、八三三、三〇〇円	二、三三二、六〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三項第二項ただし書中「百三十五万九千円」を「百三十六万九千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「平成七年四月分」を「平成八年四月分」に改め、同項の表中「一、〇九一、三〇〇円」を「一、〇九九、五〇〇円」に、「八一、五〇〇円」を「八二四、六〇〇円」に、「五四、八〇〇円」を「六五九、七〇〇円」に、「四五、七〇〇円」を「五四九、八〇〇円」に、「七六三、一〇〇円」を「七六八、八〇〇円」に、「五七二、三〇〇円」を「五七六、六〇〇円」に、「四七五、九〇〇円」を「四六一、三〇〇円」に、「三八一、六〇〇円」を「三八四、四〇〇円」に改め、同条第四項中「平成七年三月三十一日」を「平成

「十三万二千六百円」に改める。

附則第十五條第二項中「三十八万六千六百円」を「三十八万四千四百円」に、「二十八万六千二百円」を「二十八万八千三百円」に改め、同条第四項中「八万四千九百五十円」を「八万五千五百十円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(文官等に対する普通恩給等の年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第百五十五号」という。)附則第十條第一項に規定する旧軍人(附則第十條において「旧軍人」という。)を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(附則第十條において「旧軍人」という。))を除く。に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成八年四月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第百五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十條において同じ。)の規定によつて算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。)については、平成八年四月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成八年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、平成八

年四月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成八年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成八年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。次条において「法律第五十一号」という。)附則第十四條第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成八年四月分以降、その加算の年額を、改正後の同項に規定する年額に改定する。

第九条 傷病者遺族特別年金については、平成八年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等に対する普通恩給等の年額の改定)

第十条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成八年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第百五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百

五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）

附則別表（附則第二条関係）

に改定する。
（職権改定）
第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。
（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第十二条 平成八年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額	仮定俸給年額
一、一〇四、九〇〇円	一、一三三、二〇〇円
一、一五三、九〇〇円	一、一六二、六〇〇円
一、二〇四、三〇〇円	一、二一三、三〇〇円
一、二五四、二〇〇円	一、二六三、六〇〇円
一、三〇五、〇〇〇円	一、三一四、八〇〇円
一、三三六、七〇〇円	一、三四六、七〇〇円
一、三六八、五〇〇円	一、三七八、八〇〇円
一、四〇四、四〇〇円	一、四一四、九〇〇円
一、四五五、五〇〇円	一、四六六、四〇〇円
一、四九九、八〇〇円	一、五一一、〇〇〇円
一、五四〇、九〇〇円	一、五五二、五〇〇円
一、五九〇、八〇〇円	一、六〇二、七〇〇円
一、六四〇、九〇〇円	一、六五三、二〇〇円
一、六九五、五〇〇円	一、七〇八、二〇〇円
一、七五〇、八〇〇円	一、七六三、九〇〇円
一、八一九、七〇〇円	一、八三三、三〇〇円
一、八六三、二〇〇円	一、八七七、二〇〇円
一、九一九、二〇〇円	一、九三三、六〇〇円

一、九七三、八〇〇円	一、九八八、六〇〇円
二、〇八一、〇〇〇円	二、〇九七、六〇〇円
二、一一一、一〇〇円	二、一二六、九〇〇円
二、一九四、五〇〇円	二、二一一、〇〇〇円
二、三〇五、三〇〇円	二、三三二、六〇〇円
二、四二七、八〇〇円	二、四四六、〇〇〇円
二、四九〇、五〇〇円	二、五〇九、二〇〇円
二、五五〇、一〇〇円	二、五六九、二〇〇円
二、六三五、一〇〇円	二、六五四、九〇〇円
二、六八五、四〇〇円	二、七〇五、五〇〇円
二、八三〇、七〇〇円	二、八五一、九〇〇円
二、九〇二、七〇〇円	二、九二四、五〇〇円
二、九七八、〇〇〇円	三、〇〇〇、三〇〇円
三、一二二、九〇〇円	三、一四六、三〇〇円
三、二六九、〇〇〇円	三、二九三、五〇〇円
三、三〇七、一〇〇円	三、三三一、九〇〇円
三、四二七、八〇〇円	三、四五三、五〇〇円
三、五九九、二〇〇円	三、六二六、二〇〇円
三、七六八、八〇〇円	三、七九七、一〇〇円
三、八七三、六〇〇円	三、九〇二、七〇〇円
三、九七五、九〇〇円	四、〇〇五、七〇〇円
四、一八三、三〇〇円	四、二二四、七〇〇円
四、三八六、三〇〇円	四、四一九、二〇〇円
四、四二六、二〇〇円	四、四五九、四〇〇円
四、五八四、〇〇〇円	四、六一八、四〇〇円
四、七八三、一〇〇円	四、八一九、〇〇〇円
四、九八一、一〇〇円	五、〇一八、五〇〇円
五、一七七、八〇〇円	五、二六、六〇〇円
五、三〇一、九〇〇円	五、三四一、七〇〇円
五、四三四、二〇〇円	五、四七五、〇〇〇円

五、六八九、一〇〇円	五、七三一、八〇〇円
五、九四六、八〇〇円	五、九九一、四〇〇円
六、〇七六、六〇〇円	六、一二一、二〇〇円
六、一九九、八〇〇円	六、二四六、三〇〇円
六、四四四、四〇〇円	六、四九二、七〇〇円
六、五五三、四〇〇円	六、六〇一、六〇〇円
六、六七三、九〇〇円	六、七二四、〇〇〇円
六、八八七、一〇〇円	六、九三八、八〇〇円
七、一〇二、六〇〇円	七、一五五、九〇〇円
七、一四二、七〇〇円	七、一九六、三〇〇円
七、一八〇、七〇〇円	七、二三四、六〇〇円
七、二一八、八〇〇円	七、二七二、九〇〇円
七、三〇八、〇〇〇円	七、三六二、八〇〇円
七、四八八、五〇〇円	七、五四四、七〇〇円
七、六六八、八〇〇円	七、七二六、三〇〇円
七、七五八、〇〇〇円	七、八一六、二〇〇円
七、八四九、四〇〇円	七、九〇八、三〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一、一〇四、九〇〇円未満の場合又は七、八四九、四〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇〇七五を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は同日）

- 一、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
一、恩給法等の一部を改正する法律案

第二号中正誤

ページ 段 行 誤

三 四 二七 精根

精魂

正

平成八年四月三日印刷

平成八年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P